

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は「にほんご学習すぎなみの会」と称する

(所在地)

第2条 本会の事務所は代表宅に置く

第2章 目的及び活動

(目的)

第3条 本会は、多文化共生社会を推進し、生活者としての外国人の暮らしやすさの実現を目的とする

(活動)

第4条 本会は、目的達成のため、地域日本語教室及び交流会などの開催を行う

第3章 会員（会員）

第5条 本会の主旨に賛同する者を会員とする

一定の日本語指導法のコースを修了した者が 教室運営を担当する

(地域支援者)

第6条 希望があれば 上記コース未習でも 多彩な地域の人材を受け入れる

(団体活動資金)

第7条 会員は 細則に則り、団体活動協力費を 納める

第4章 役員

(役員)

第8条 本会には次の役員を置く

1. 代表 1名 2. 副代表 1名 3. 会計 1名

(役員を選出)

第9条 役員は 会員の推薦で選出する。

(役員任期)

第10条 役員任期は1年とし、再任は妨げない

総会を10月に行い 決定する

(役員任務)

第11条 役員任務は次の通りとする

1. 代表は本会を代表し、本会の活動を総括する。また代表は年1回以上の総会を招集し、議長を行う

2. 副代表は 代表を補佐し、代表不在時には代表役を務める

3. 会計は本会の会計を担当する

(情報の秘密を守る)

第12条 活動において得た学習者の個人情報について漏洩なきよう務める

書類には 必ず その旨を記す

各々は 個人情報の管理は十分に行う。